

障支第730号  
令和2年10月28日

就労移行支援事業所施設長  
就労継続支援A型事業所施設長  
就労継続支援B型事業所施設長 } 様

埼玉県福祉部障害者支援課長  
(公印省略)

### 就労福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業について（通知）

本県の障害者行政の推進につきまして、日頃から格別の御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて本県では、以下のとおり障害者福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業を実施するにあたって所要額を把握するため調査を実施します。

つきましては、事業を希望する事業所におかれましては別添事業計画書の提出をお願いします。

### 記

#### 1 補助対象者

就労移行支援事業所  
就労継続支援A型事業所  
就労継続支援B型事業所

#### 2 補助対象経費

在宅就労の実施に用いる、タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など。

なお、国の補助要綱の正式な送付がされていないため、補助対象経費の内容は確定しておりません。

※1 上記経費は当該年度中に係る経費のみを対象とする。リース費用も対象とするが、対象となる期間は当該年度分に限る。

※2 インターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。

### 3 補助額

1事業所1人あたり25万円で3人までとし、75万円を上限で、30事業所を予定（国の実施要綱とは異なります。）。

※ 所要額が県予算を超えた場合は、調整を行うことがあります。

### 4 補助率

県1/2、国1/2

### 5 その他

補助対象経費のうち、「障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業」、障害福祉分野のICT導入モデル事業」、「埼玉県障害福祉サービス感染症対応・再開支援事業補助金」、経済産業省が実施している「IT導入補助金」その他国又は県から他の補助金等の交付を受けているものについては、本事業の補助対象とならないこと。

### 6 提出期限

令和2年11月6日（金）【期限厳守】

メール提出のみ a3300-03@pref.saitama.lg.jp

担当 施設支援担当 松尾

電話 048-830-3556（直通）